

第3回

「共働事業提案制度検討部会」

会議次第

日時：平成19年9月7日(金) 10時～12時

場所：福岡市役所 15階 第5特別会議室

1 開会

2 審議等

(1)報告書骨子案について

資料

3 閉会

※参考資料

- ・福岡市のNPO法人の収支状況
- ・市の負担割合別負担状況表
- ・政令市の制度と採択事業例

「共働事業提案制度」検討部会の報告書骨子（案）

1. 共働事業提案制度創設の基本的な考え方

(1) 公共サービスをめぐる現状と課題

- 社会状況の変化により、地域課題や社会課題が複雑化し、市民ニーズが多様化した。
- 公正性や公平性を重視する行政だけでは、市民が求める公共サービスの全てを担うことが困難となった。
- 一方で、市民の社会参加・社会貢献の意欲が高まってきている。
- 地域課題や社会問題の解決にあたっては、市民が主体となって取り組むことで、状況に応じたきめ細かいサービスが提供されることが期待されており、市民が主役のまちづくりが求められている。
- 共働は、単独のセクターでは対応できないことでも、それぞれの特性を活かして一緒に取り組むことにより、社会的な課題を効果的に解決する方法として注目されている。
- これからの行政施策では、市民公益活動団体をはじめ、いろいろなセクターと共働して取り組むことにより、市民が豊かさを実感できる公共サービスの提供が求められている。

(2) 共働事業提案制度の創設

- 新しい視点を取り入れ、企画の段階から提案団体と市が共働することで、その相乗効果によってきめの細かい市民サービスを提供するため、共働事業提案制度を創設する。
- 制度導入の結果として、市が単独で実施するよりも多様できめ細かいサービスが提供できるとともに、市民公益活動団体が公共の担い手として市民に認知され、市民公益活動の活性化が図られる。また、広く共働の成果が周知されるとともに、職員の意識改革にもつながる。

(3) 制度創設に当たっての前提

○ 「共働」について

- 相互の役割と責任を認め合いながら、対等の立場で知恵と力をあわせて、共に行動すること（市民公益活動推進条例第2条）
- 共働のパートナー同士に必要な基本的なルール
(市民公益活動応援ガイドより)

- ①相互理解の原則・・・お互いを十分知ることによって信頼関係を築くこと
- ②役割分担の原則・・・それぞれの特性を活かし話し合っ
て役割と責任を分担し、明確にすること
- ③目的の共有の原則・・・目的・課題を共有すること

④対等な関係の原則・・・お互いの差異を超えて対等な関係を築くこと

⑤自立の原則・・・それぞれが自立し主体的に活動すること

○ 対等の関係について

この制度においては、提案団体と担当課が事業目的を共有し、その目的に対して対等の関係で締結した協定書に基づいて共に事業に取り組むこと

○ 「NPO」について

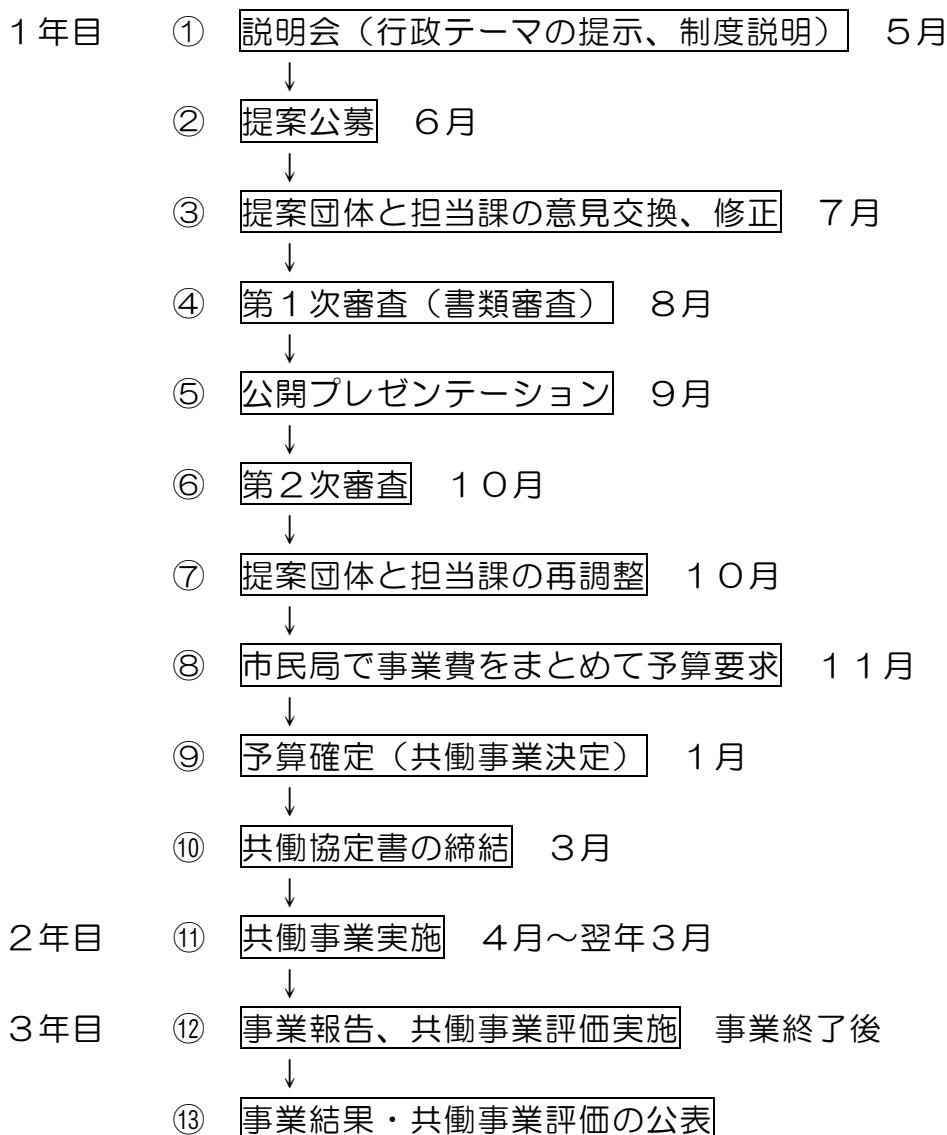
市民公益活動団体などの民間非営利団体の総称として一般に普及しているため、本報告書では「NPO」を使用することとした。

2. 制度内容

(1) 制度の目的

○ 市民の発想を活かした事業を募集し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮して、市民に対してきめの細かいサービスを提供することを目的とする。

(2) 制度のフロー



- 制度を効果的なものとするためには、提案団体と市ができるだけ早い段階から共働を行うことが必要であり、そのために説明会の時点から制度の目的や共働について双方が理解することが望ましい。

(3) 応募の手続

① 応募資格

- 市民公益活動推進条例第13条を踏まえると、この制度の応募対象を市民公益活動団体とすることも考えられるが、当面は制度の円滑な運用という観点から、NPO法人とする。

② 対象事業

- 市が課題と認識しているテーマについての事業で次の要件を備えた事業とする。
 - ・ 公益性が高い事業で、市と共働で取り組む事業
 - ・ 地域課題や社会的課題の解決に向け、NPOの特性を活かした新しい視点を取り込まれていること
 - ・ 課題に対し、具体的な効果や成果が期待できるものであること
- 提案の募集にあたっては、市がテーマを提示する方法と、提案する団体が課題と認識しているテーマについて自由に提案してもらう方法がある。将来的には両者の併用を想定しつつも、制度の円滑な導入を図るため、初年度は市がテーマを提示するのが適当と考える。その場合、テーマの掘り起こしの方法として、NPOと行政の意見交換会の活用などが考えられる。
- なお、自由提案を採用する際には、複数の所属にまたがる提案が出されることが予想され、その場合は必要に応じて、横断的なプロジェクトチームを設置する等の市の対応が必要である。

③ 事業期間

- 原則単年度とする。ただし、事業継続の仕組みについての検討が求められる。

④ 経費負担

- 提案団体と市が共有する目的（課題解決に基づく市民サービスの提供）に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は応分の負担をするものとする。応分の負担とは、必ずしも同額・同様の負担ではなく、それぞれの特性にあった負担を分担することと考える。
- 市の負担としては経費負担のほか、情報提供、市施設の提供、広報、職員の事務など、事業内容に応じた役割分担を引き受け、提案団体と一緒に事業を実施する。

- 市が負担する経費は、共働事業を実施するために必要な経費（提案団体の人件費を含む）について、1事業当たりの負担限度額の範囲内で、市が必要と認める額を負担する。
- 提案団体の負担については、その負担を軽減するため、事業収入（協賛金、手数料等）がある場合は、提案団体の収入とすることを認めるなどの配慮を行うべきである。

⑤ 提案の提出

- 1団体1提案とする。また、複数団体による共同提案も可能とする。
- 提出書類は、提案する共働事業の企画書のほか、団体の活動報告書、規約、収支報告書などが望ましい。事業実施後には、事業結果報告書及び共働評価報告書を提出させる必要がある。

(4) 審査・選考

- 提案の審査・選考の公正性を確保するため、有識者、一般公募、市職員などで構成される審査委員会が審査・選考を行う。具体的な審査方法については、次のとおりである。

① 資格要件審査

② 提案団体と担当課の意見交換

提案団体と提案に係る担当課が個別に意見交換を行い、必要に応じて提案の修正することができるようにする。

③ 第1次審査

審査委員会による書類審査を行う。

④ 公開プレゼンテーション

第1次審査を通過した提案について、提案団体が審査委員に対し、提案内容の公開プレゼンテーションを行う。その際、一般参加者との質疑応答の場も設ける。

⑤ 第2次審査

第1次審査と公開プレゼンテーションの結果を踏まえ、審査委員会が事業候補を決定し、市長に提言する。市長は提言により事業を決定する。

- 「共働の必要性」「事業の有効性」といった視点から審査を行う。それぞれの視点の基づく審査項目としては次のようなものが考えられる。

視 点	審 査 項 目
共働の必要性	課題の把握
	事業効果
	共働の有効性・役割分担

視 点	審査項目
事業の実現性	企画力
	実現性・実施能力
	モデル性

- 提案の審査に当たっては、アイデアの斬新性、行政では気づきにくい視点が含まれているかなどの点も重視すべきである。

(5) 協定書の締結

- 市が負担する事業経費が確定した共働事業については、事業目的、達成目標、役割・責任分担、権利の帰属、個人情報保護や情報公開等を明確にするため、事業実施前に提案団体と市で協定書を締結する。
- 両者は事業目的を共有し、その目的に対して対等の関係で協定書を締結し、協定書に基づいて事業を実施することが求められる。

(6) 事業の実施

- 共働事業を効果的なものとするためには、提案団体と担当課がコミュニケーションを重視しながら事業を進めていく必要があることから、事業実施中は随時、チェックシートを用いるなどして、提案団体と担当課が共働の取り組み状況を確認しながら進める必要がある。

(7) 評価

- 事業の実施後は、提案団体及び担当課が事業結果報告書及び共働評価報告書を提出し、それらの書類や協定書をもとに、審査委員会が評価を行う。
- 評価は、事業の成果と共働の成果の両方の観点から行う必要がある。

(8) 情報公開等

- 公開プレゼンテーションを実施するとともに、審査や選考の結果、事業内容、事業報告や評価の結果などを随時ホームページで公開するなど、透明性を最大限確保する必要がある。
- 審査委員会による数回の審査や評価の実施により、公正性を確保する。

(9) 共働が想定される事業

- 公共サービスのより一層の向上を図るためには、市の事業について、共働の視点に立って見直すことが求められる。特に今後推進するNPOとの共働では、次のような事業においてNPOの特性を活かした高い効果が期待される。

- ① 多くの市民の参加を求める事業

- ② きめ細かく柔軟に対応する必要がある事業
- ③ 地域の実情を踏まえて実施する必要がある事業
- ④ 市民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業
- ⑤ 特定分野において専門性が求められる事業
- ⑥ 公的施設の企画・運営に関する事業
- ⑦ その他これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

3. 制度を効果的に運営するための環境整備

(1) 共働促進アドバイザーの設置の検討

- 提案団体と担当課が共働を進めるためには、お互いの特性を双方が理解した上で、対等の関係で意見交換や協議することが重要である。
- 共働事業の相乗効果を発揮するためのサポートとして、共働促進アドバイザーを設けることを提案する。(別紙1参照)
- 共働促進アドバイザーの導入により、NPOと担当課が共働事業を効果的に実施することができるとともに、共働のノウハウの蓄積、共有の点も期待できるものとする。

(2) NPOと行政の意見交換会の実施

- NPOと行政の共働を推進していくためには、お互いの考え方を知り、気軽に情報交換を行える関係づくりが大切である。そのためには、希望するNPOが自由に参加できる、行政との意見交換会などを実施していくことが望ましい。
- 意見交換会は、NPOと行政のテーマの発掘の場としても活用していくことができる。

(3) 共働の効果のPR

- 共働への理解を広げるために、共働の効果を積極的にPRする必要がある。

(4) 庁内における共働の推進

- 市職員のアンケート調査結果では、NPOとの共働に取り組んだことのない部署や職員が多数あり、制度導入を機に全庁的な共働の推進を図っていくためには、庁内の推進体制を構築することが求められる。
- 職員が無理なく共働に取り組むことのできる環境づくりとして、共働に関する職員研修の実施、チェックシートやマニュアルの作成・活用についても検討すべきである。
- 市が提案団体に求める提出書類や支払いなどの手続きについては、なるべく簡素なものとするべきである。

(5) 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の活用

- この制度を活用してNPOと市の共働を推進するにあたっては、「あすみん」の交流の場としての機能を活かして、意見交換会や職員とNPOを対象にした講座研修、相談対応などを実施していく必要がある。

4. その他

(1) 制度の検証

- この制度をよりよい制度としていくためには、適切な時期に制度内容の検証を行うのが望ましい。検証の時期としては、提案公募から事業採択・実施、事業評価までの一連のプロセスを経た、制度導入後3年目が考えられる。

(2) 事業継続

- 提案団体にとっては企画提案と事業の実施に多大なエネルギーを要する一方、成果がすぐには見込めない事業も想定される。したがって、採択された事業については、制度上では単年度実施であっても、複数年度の継続実施が可能となるような仕組みについて検討すべきである。また、その仕組みが実施される場合は、NPOに対して募集時に説明すべきである。
- 事業を継続して実施する場合は、事業及び共働の評価についても継続して行うのが望ましい。

共働促進アドバイザーの設置について

1. 設置の目的

提案団体と担当課が効果的な意見交換を行うことにより、より具体的な提案となり、共働事業の熟度が高まる。協定書の作成・締結や事業実施のサポートを行うとともに、この制度によって共働のノウハウを蓄積・共有し、共働促進の環境を整備するために設置する。

2. アドバイザーの対象者

- ① NPOに詳しく、行政との共働経験を有し、ファシリテートが可能な個人に委嘱する（NPO中間支援団体等所属者など）
- ② 市職員も担当する（市民公益活動推進課が担当するが、将来は希望職員の登録制なども検討する）

3. アドバイザーの役割

（1）提案事業の円滑な進行のサポート

- 制度やテーマの説明会、公開プレゼンテーションにアドバイザーとして同席する。
- 応募状況等を把握し、定期的に勉強会を開催して共働やサポートのあり方等について協議し、チームでサポート体制をつくる。

（2）採択事業の協定書締結のサポート

- 事業決定後は、提案団体または担当課の要請に応じて、事務局の割り振りによりアドバイザーが個別に担当して、協定書作成に係る協議に立ち会い、適切な協定が締結されるよう仲介・助言を行う。
- 企画内容についてのアドバイスは行わない。共働の進め方のアドバイスを行う。
- 主として提案団体の意向を伝え、行政が気づいていない課題やニーズなどを担当課に気づかせる役目を担う。

（3）事業実施段階におけるサポート

- 事業開始後、提案団体または担当課の要請があれば、両者の協議等に立ち会い、仲介・助言を行う。

4. 審査や評価との関わり等

- ① 審査には関与しない。事業採択後に意見交換のサポートを行う。
- ② サポートを行った場合は、報告書を作成し、報告する。
- ③ 評価の際、審査委員から求めに応じ、報告書や意見を提出する。
- ④ 制度検証時には、アドバイザーのあり方の検証も行う。